

委員 長 報 告 書

さる6月20日及び9月12日の本会議において、本委員会に付託された

議案第16号 橋本市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第17号 橋本市飲料水供給施設事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第23号 市道路線の廃止について

議案第24号 市道路線の変更について

議案第25号 市道路線の認定について

令和元年6月定例会

議案第14号 橋本市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを審査するため、6月24日、8月22日、9月17日に委員会を開催し、慎重審査の結果、議案第16号、第17号、第23号、第24号及び第25号は全会一致で原案可決、令和元年6月定例会議案第14号は、委員から原案に対して修正案が提出され、賛成多数で可決となり、修正部分を除くその他の部分については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記

議案第16号と議案第17号は、水道法の改正により給水装置にかかる工事を施工する指定業者に対し、5年ごとの更新制が導入されることに伴い、更新手数料の新設及び新規登録手数料を改正するもの、並びに水道法施行令に改正による条ずれが生じたことに伴い、当該施行令を引用する箇所をこれに合わせるものである。

委員から、更新手数料と新規登録手数料の料金設定について ただしがあり、下水道事業において、排水設備工事を行う下水道排水設備指定工事店に対する更新手数料及び新規登録手数料と同額の料金設定をそれぞれ行った との答弁がありました。

更新手数料の用途について ただしがあり、更新手続きに要する事務、

並びに指定業者の廃止、休止等を含めその実態を把握し、その資質保持を図るために要する費用に充てる との答弁がありました。

飲料水供給施設事業者について ただしがあり、水道事業給水条例に規定する指定給水装置工事事業者と同一であり、現在登録されている業者数は 171 件である との答弁がありました。

議案第 23 号、議案第 24 号及び議案第 25 号は、いずれも橋本都市計画事業中心市街地第一地区土地区画整理事業の施工に伴うもので、当該事業の区域内における市道路線の 8 路線を全部廃止、4 路線を一部廃止、1 路線を変更し、替わって 15 路線を新たに認定するものであり、委員会は先に現地におもむき調査ののち審査を行いました。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

令和元年 6 月定例会議案第 14 号は、老朽化が一層進む水道施設の更新費用等の増加が見込まれるなか、将来に渡って安定的に水道事業を継続していくため、水道料金等の改定を行うものである。

委員から、今後 20 年間における水道施設の更新費用の内訳について ただしがあり、総額 195 億円のうち、浄水場が約 80 億円、ポンプ場が約 10 億円、配水池が約 15 億円で、残りは管路である との答弁がありました。

20 年間のうち最初の 5 年間における浄水場の更新箇所について ただしがあり、真土浄水場内にある 2 つの浄水施設のうち、老朽化が著しい 1 方の機械設備や取水設備の更新を予定している との答弁がありました。

水道施設更新の為に、減価償却費相当額を貯蓄することが健全な経営と考えるかどうか とのただしがあり、通常は減価償却費相当額を貯蓄することで、次回の更新費用として充てることができるが、水道事業を運営していくなかでの拡張事業実施に伴う工事費用、また資本的収支の赤字のため、人件費や修繕料などに貯蓄の一部を充てたという実情もあり、現在の現金預金は約 27 億円しか残っていない との答弁がありました。

合併前の旧橋本市は赤字で、旧高野口町が黒字であったなかで、合併直後に黒字となった理由について ただしがあり、合併したことに伴い、職員数減による人件費の削減、また水道施設の維持管理業務が一元化された

ことよるコスト削減の結果であると考える との答弁がありました。

平成 26 年の消費税増税時に水道料金を据え置き実質値下げしたことで、今回の値上げ幅が大きくなったのではないかと のただしがあり、当時は第 5 次拡張事業の期間であり、また 27 年から 3 年かけてアセットマネジメント計画や今後の更新費用を試算するなかで、長期的な視点からできるだけ早急な対応が必要であると判断し今回の改定内容の提案となった との答弁がありました。

収益確保の方法の一つとして、水道施設用地の空き地を活用した太陽光発電設置などの計画を検討したことはなかったかと のただしがあり、検討したことはあったが、採算ベースに乗らないとの試算結果であった。また現在空き地となっているところでも、今後施設更新工事を進めるうえで必要となる との答弁がありました。

施設等のダウンサイジングの効果について ただしがあり、現在の水道施設を全て更新すると約 1,057 億円かかるところ、ダウンサイジングによって、約 931 億円に抑えることができ、126 億円の削減効果がある との答弁がありました。

浄水場における浄水処理方式は、本市の人口規模等からみても最適な方法であるかと のただしがあり、本市の浄水処理施設では、急速濾過方式により浄水処理を行っており、費用も最低限に抑えることができ、最適な濾過方式であると考える との答弁がありました。

今回の値上げによる料金収入の見込み額について ただしがあり、年間 1 億円程度の増収である との答弁がありました。

使用水量別の利用者割合について ただしがあり、29 年度実績で、0 m³から 5 m³までが全体件数の約 17%、6 m³から 10 m³までが 14%、11 m³以上が 69%となっている との答弁がありました。

水道料金の徴収業務を民間委託しているが、委託先への指導方法と委託による効果は とのただしがあり、滞納整理の進捗状況については、毎月モニタリングを実施し、成果報告を受けたうえで、徴収率向上に向けた取組みを促す指導を行っており、徴収率は微増している。委託による人員削減により年間約 200 万円の削減となっている との答弁がありました。

市直営による修繕業務を行うのではなく、費用抑制のため修繕業務の一部を管工事協同組合に委託、移管する方法は検討したか とのただしがあり、現在は緊急的な修繕に対応してもらっているが、今後、多様な方式について費用対効果を十分考慮したうえで検討していく との答弁がありました。

5年後には更に値上げの必要性が生じるとのことであるが、今後技術革新やほかの要因により更新費用が変動した場合は、値上げの必要性についても再度検討するのか とのただしがあり、引き続き更新費用及び水道料金の検証は続ける との答弁がありました。

収益確保のために工業用水として活用するなど、水を販売する方法は検討したか とのただしがあり、浄水場の施設規模としても水の供給能力に余裕があると認識しており、今後関係部署と連携しながら企業誘致の際に工業用水として水を安価に提供する方法など前向きに検討する との答弁がありました。

ダム事業費に対する本市の負担割合を減らす努力が必要と考えるがいか がか とのただしがあり、これまでも紀の川の水を使用している和歌山市と共に国に対し要望活動を行っているが、引き続き粘り強く要望活動を行い何とか負担金を削減したいと考えている との答弁がありました。

水道事業の広域化にかかる本市の取組みについて ただしがあり、水道法改正により、都道府県においては広域化に取り組むことが責務となった。県においても水道事業懇談会を結成し、県内を5つの圏域に分けて広域化に取り組むなかで、本市も広域化について前向きに検討し、県に対し広域化推進に関する要望を行ったところである との答弁がありました。

当初予定していなかった市民向けの説明会を開催することとなった経緯について ただしがあり、市広報やチラシによる周知、また議会に対し報告し様々な意見をいただくなかで、上下水道事業の現状に関する理解を市民に深めてもらう必要があると判断し、市内9カ所において説明会を開催するという決断に至った との答弁がありました。

説明会での市民からの意見やアンケート結果を今後どのように生かしていくか とのただしがあり、様々な意見をいただいたなかで、できる限り

市民の負担を抑えるということを念頭に施設更新計画の見直しや料金改定を検討するうえでの参考としたいとの答弁がありました。

浄水場の更新計画作成の方針について ただしがあり、更新費用をできるだけ抑えるため、ダウンサイジングを行うとともに、故障、破損により直ちに断水に繋がらないところについては必要に応じて対応するとして、今回の計画からは外している。また人口減少に伴う水需要の変化により更新の必要性がないと判断した設備等の更新についても見送ることとしたとの答弁がありました。

合併前の旧高野口町において、水源確保のため地下水の利用だけでなく、大滝ダムを水源を確保しようとして計画されていたことがあったとのことだが、その時の水道料金プランは とのただしがあり、和歌山県知事と旧高野口町との間で大滝ダムの水源確保にかかる覚書を締結しており、計画では、10 m³当たりの基本料が21年度で1,600円、26年度で1,900円としていく内容であった。しかしながら18年の市町合併により旧高野口町の計画自体が無くなったということであるとの答弁がありました。

浄水場が故障すれば断水の恐れもあり耐震化は重要であるという説明があったが、今回の更新により、耐震化における効果はどの程度あるか とのただしがあり、2つある浄水施設のうち1つを、今回の耐震化を含め更新するので、耐震化率としては50%であるとの答弁がありました。

現行の水道料金が比較的高いにも関わらず、さらに値上げすることについて ただしがあり、大滝ダムを水源とする紀の川の表流水を使用している自治体の水道料金と比べても差はあまりない。今回の改定は、全体計画中はじめの5年間に行う施設更新に要する費用の為のものであり、5年後以降については、料金負担の上昇を抑えられるよう努めるとの答弁がありました。

人口減少のなか、市外への人口流出を防ぎ、若い人に来てもらうためにも公共料金は重要であると考えてどうか とのただしがあり、生活するうえで重要であると認識しているが、住むまちを選ぶことにおいては、公共料金だけではなく行政サービスや就労環境など様々な要因を総合的に判断したうえで決定されると考えているとの答弁がありました。

水道事業という企業体として収益を上げるため努力すべきことがあるのではとのただしがあり、住民に負担を求める前に窓口対応の改善や滞納整理など課題があるなかで、人員の見直しや定数も含め課題解消に向け取り組んで行くとの答弁がありました。

現在の旧高野口町域における地下水の水質についてただしがあり、平成31年実施の鉛及びその化合物に関する水質検査結果では、鉛が検出されているものの、水質基準値を上回る井戸は無かった。農薬については毎年厚生労働省より検査項目の通達があり、該当する検査項目について外部機関に調査を委託しているが、農薬が検出されたことはない。また昭和58年実施の環境調査結果では、発がん性物質であるテトラクロロエチレンが検出されたため、曝気処理により除去しているとの答弁がありました。

地下水について現状は問題ないと認識してよいかとのただしがあり、渇水期において水量が減ることにより水質検査項目の鉛及びその化合物が濃縮されることも考えられるため、注意深く監視し適切に対応するとの答弁がありました。

民間委託している徴収業務において、徴収率向上に向けた市の考えについてただしがあり、委託業者は市の指導内容も含め業務を実施しているが、現状のコストと従業員の数においての課題もある。今後も徴収業務を委託することによる費用対効果を考慮したうえで徴収率向上に努めるとの答弁がありました。

今回の料金改定に伴う料金システム改修費用についてただしがあり、料金表示を外税から内税に変更することによる改修費用は発生しないが、消費税率改正に伴う改修費用は20万円程度必要であるとの答弁がありました。

災害時のリスクと水源を1本化することについての市の考え方についてただしがあり、水源が複数あることにより、災害時にはリスクが分散できる反面、それを維持する為のコストがかかる。市では1つの水源を地震発生時にも稼働可能な耐震性の高いものとして保持していく考えであるとの答弁がありました。

災害による停電時、水を汲み上げるための電気は確保できるのかとの

ただしがあり、市内にポンプ施設は 32 施設あり、うち 6 施設には発電機を設置しており、紀の川右岸送水管が接続されることで全体の 8 割強の給水量を確保できる。残り 26 施設については、3 台の可搬式自家発電装置を必要施設に運搬し対応する。また浄水場内にある高区浄水池から右岸送水管を整備し、高野口町配水系統と統合することで、自然流下方式による送水が可能となり停電対策を強化できる との答弁がありました。

今後も井戸水を飲み続けたいという声についてどのように考えるか とのただしがあり、井戸水ならではの良さは認識しているが、やはり安全安心な水を安定的に供給することが重要であり、市の使命であると考えている との答弁がありました。

低所得者に配慮した料金体系の対策は考えているか とのただしがあり、低所得者向けの優遇措置はとっていないが、今回の改定内容に少量使用者向けの料金体系を新たに設定している との答弁がありました。

令和元年 6 月定例会議案第 14 号に対して委員から提出された修正案は、原案の施行日では、市民への周知期間がわずかであるため、十分な説明及び周知に要する相当期間を考慮し、附則第 1 項の規定中、「令和元年 10 月 1 日」を「令和 2 年 4 月 1 日」に改めるものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

討論に入り、原案、修正案の両方に反対の立場から、20 年間において水道施設の更新費用が 195 億円必要であるという計画のもとで、値上げを提案されているが、更新計画が精査されたうえで作成されたかという点においては疑問が残り、更新計画自体をもう一度精査し、市民への負担を軽減できるような計画に見直すべきであり、また料金の改定内容に低所得者向けの優遇措置もないため、原案、修正案の両方に反対する との討論がありました。

修正案に賛成の立場から、各地区公民館等において水道事業の現状と課題について説明会を開催し、市民への周知を行った市の姿勢は評価でき、また値上げを先延ばしすることは将来に負担を強いることになることから、

修正案に賛成する との討論がありました。

原案、修正案の両方に反対の立場から、値上げの必要性は認識しているが、収益向上のために、滞納整理にかかる課題解決や人員配置の見直しなど、企業としての努力が見えないなか、値上げにより市民に負担を強いるのは納得できないため、原案、修正案の両方に反対する との討論がありました。